

中間市告示第61号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号イの規定に基づき、騒音に係る環境基準類型を当てはめる地域を次のように指定する。

地域の類型	当てはめる地域
A	騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、中間市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第4条第1項の規定に基づき、中間市長が定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第1種区域に区分された地域
B	指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域
C	指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

備考

この表は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条に規定する臨港地区並びに航空法（昭和27年法律第231号）第2条に規定する空港等については適用しない。

平成24年4月1日

中間市長 松下 俊男